



平成19年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社マルフル  
代表者名 代表取締役社長 古谷 清純  
(JASDAQ・コード9877)  
問合せ先 専務取締役管理部長 古谷 治則  
(TEL. 0555-72-1980)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年5月16日開催予定の第56期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- (3) 当社の親会社である株式会社AOKIホールディングスの事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間であることを勘案し、効率的な職務執行が可能となるよう当社の事業年度を同一の期間へ変更することに伴い、変更案第13条第1項(基準日)、第43条(事業年度)、第44条(期末配当金)、第45条(中間配当金)について所要の変更を行うとともに、経過措置として附則を設けるものであります。
- (4) 議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、変更案第17条(議決権の代理行使)に代理人の員数を規定するものであります。
- (5) インターネットの普及を考慮し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供をできるようにするため、変更案第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録により取締役会の決議を行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (7) 上記の各変更に伴う条数の変更を行い、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、株式会社マルフルと称し、英文では MARUFURU CO., LTD. と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(12) (条文省略)	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を山梨県南都留郡富士河口湖町に置く。	第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機 関)</u>
	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は1, 880万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 880万株とする。
(自己株式の買受け)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式の数は、1, 000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、1, 000株とする。
2. 当社は、1単元未満の株式については株券を発行しない。	(第2項 削除)
(新設)	<u>(株券の発行)</u>
	第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。
	2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(端株原簿への不記載)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>1株未満の端数についてこれを端株として端株原簿に記載しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年<u>2月20日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する<u>単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類<u>並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項の場合のほか、必要がある時は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し、<u>基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を<u>証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</u></p>	<p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を<u>証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>(第2項 削除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長)  第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)  第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(役付取締役)  第23条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、これを代表取締役とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選任し、その一部を代表取締役とすることができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(第2項 削除)</p> <p>(取締役会の決議)  第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(業務執行)</p> <p>第24条 <u>取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載または記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(第2項 削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役は、その互選により1名以上の常勤の監査役を置くものとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>2. <u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(第2項 削除)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(第2項 削除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当会社の<u>営業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとし、各営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 <u>取締役会の決議により、毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当金(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. <u>未払配当金には利息をつけないものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第43条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</u></p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第44条 当会社は、株主総会の決議によって<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第45条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第46条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(<u>附則</u>)</p> <p>第1条 <u>本定款第43条(事業年度)の規定にかかわらず、第57期事業年度については平成19年2月21日から平成19年8月20日までとし、第58期事業年度は平成19年8月21日から平成20年3月31日までとする。</u></p> <p>2. <u>本定款第45条(中間配当金)の規定にかかわらず、第57期及び第58期については、中間配当は行わない。</u></p> <p>3. <u>第1項及び第2項の規定は、当該事業年度が終了したときにその効力を失う。</u></p>

なお、変更案の条数につきましては、平成19年5月16日開催予定の第56期定時株主総会にて承認可決されたときの条数を示しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年 5 月16日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年 5 月16日 (水曜日)